平成２６年（フ）第２８６号
埼玉県深谷市西大沼286番地８
債務者　吉橋　祐子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５３０号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　グランドマンションＡ105
債務者　山中　一男
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３１号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　グランドマンションＡ105
債務者　山中　幸枝
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
千葉県山武市松尾町八田1014番地
債務者　村岡　朋美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９号
千葉県東金市求名684番地４
債務者　林　　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
千葉県銚子市清水町2790番地の10
債務者　渡邉　満夫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
千葉県旭市駒込905番地323
債務者　岡安　立典
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
千葉県東金市東岩崎１番地12　コーポトラストＢ―102
債務者　坂井　香織
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
奈良県吉野郡吉野町大字香束635番地の４
債務者　豊田　和教
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市南町10番26号　ドミール大月301号室
債務者　荒木　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４５２号
札幌市白石区南郷通２丁目南６番４―305号
債務者　三上　　幹
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３７号
札幌市東区北49条東２丁目７番３号　コーポエレガンス102号
債務者　福録　克已
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３１号
札幌市東区北48条東16丁目２番８号　コーポ栄町１号
債務者　尾崎　香織
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６２号
北海道恵庭市和光町５丁目16番６号
債務者　小暮　幸治
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５８号
北海道恵庭市島松本町１丁目13番２―102号
債務者　滝澤久美子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８２号
札幌市東区中沼西５条１丁目７番３号　シャルム１番103号
債務者　伊東美恵子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９５号
札幌市西区発寒17条13丁目１番62号　札樽自動車運輸寮201号
債務者　小出　明範
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
青森県三沢市幸町２丁目10番18号　Ｂ―62
債務者　立花八恵子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
青森地方裁判所十和田支部